

郡山食品衛生協会補助金交付要綱

平成 9年 4月 1日制定

平成15年 5月23日一部改正

平成23年 4月 1日一部改正

[保健福祉部保健所生活衛生課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品衛生関係営業の健全な発展と食品衛生思想の普及向上を図るため、郡山食品衛生協会（以下「協会」という。）に交付する補助金に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、補助の対象となる経費の2分の1の額とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 協会は、事業の完了後速やかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等事業報告書
- (2) 補助事業等に係る収支決算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 協会は、補助事業等実績報告書を事業の属する年度内に提出できない場合は、事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、確定した事業実績額が第5条の規定による概算払の額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費
(1) 食品衛生指導員による市内の食品営業施設の巡回指導事業	報償費、需用費、役務費
(2) 協会会員である食品衛生指導員を対象とする研修事業	旅費、役務費、使用料及び賃借料
(3) 市内の食品等事業者を対象とする衛生講習事業	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
(4) 市民への食品衛生思想の普及、啓発事業	需用費、役務費、使用料及び賃借料
(5) 食品衛生に関する教育用資材等の購入及び供覧・貸出事業	需用費